

平成 29 年度 伊達市保育園・認定こども園・幼稚園 保育料基準額表

伊達市では、平成 29 年度より 2 号認定第 4 階層 C 以上の保育料額を引き下げ、19,000 円上限としました。

| 各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分 | | 保育料月額(円) | | | 年齢は 4/1 時点 | | | |
|--------------------------|---|----------------------------------|-----------|------------|-------------------------------------|-----------|--------|--------|
| 階層区分 ○ 区分は 1 号認定の階層区分 | 定 義 | 2 号認定 (3~5 歳) | | 1 号認定 | 3 号認定 (0~2 歳) | | | |
| | | 保育 標準時間 | 保育 短時間 | 教育 標準時間 | 保育 標準時間 | 保育 短時間 | | |
| 第 1 階層 (第 1 階層) | 生活保護世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 第 2 階層 (第 2 階層) | 市町村民税非課税 ひとり親世帯等 世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 第 3 階層 a (第 2 階層) | 市町村民税所得割 ひとり親世帯等 非課税世帯 | 3,500 | 3,400 | 0 | 4,500 | 4,400 | | |
| 第 3 階層 b (第 3 階層) | 市 町 村 民 税 所 得 割 額 | 48,600 円未満 ひとり親世帯等 | 3,500 | 3,400 | 5,700 2,350 (ひとり親世 帯等) | 4,500 | 4,400 | |
| 第 4 階層 a1 (第 3 階層) | | 48,600 円以上 ひとり親世帯等 57,700 円未満 | 3,500 | 3,400 | | 4,500 | 4,400 | |
| 第 4 階層 a2 (第 3 階層) | | 57,700 円以上 ひとり親世帯等 58,200 円未満 | 3,500 | 3,400 | | 4,500 | 4,400 | |
| 第 4 階層 b (第 3 階層) | | 58,200 円以上 ひとり親世帯等 67,800 円未満 | 3,500 | 3,400 | | 4,500 | 4,400 | |
| 第 4 階層 c (第 3 階層) | | 67,800 円以上 ひとり親世帯等 77,101 円未満 | 3,500 | 3,400 | | 4,500 | 4,400 | |
| 第 4 階層 d (第 4 階層) | | 77,101 円以上 87,000 円未満 | 19,000 | 18,600 | | 5,700 | 25,000 | 24,500 |
| 第 4 階層 e (第 4 階層) | | 87,000 円以上 97,000 円未満 | 19,000 | 18,600 | | | 28,000 | 27,500 |
| 第 5 階層 (第 4 階層) | | 97,000 円以上 169,000 円未満 | 19,000 | 18,600 | | | 32,000 | 31,400 |
| 第 6 階層 (第 4 階層) | | 169,000 円以上 211,201 円未満 | 19,000 | 18,600 | | | 35,000 | 34,400 |
| 第 6 階層 (第 5 階層) | | 211,201 円以上 301,000 円未満 | 19,000 | 18,600 | | | 35,000 | 34,400 |
| 第 7 階層 (第 5 階層) | 301,000 円以上 397,000 円未満 | 19,000 | 18,600 | 40,000 | 39,300 | | | |
| 第 8 階層 (第 5 階層) | 397,000 円以上 | 19,000 | 18,600 | 52,000 | 51,100 | | | |

I 多子世帯軽減について

(1) 1 号認定の場合

・第 3 階層以下の世帯に対し、生計を一にする児童の兄弟の人数に応じ、第 2 子は上記保育料額の半額、第 3 子は無料、となります (平成 28 年度拡充部分)。なお、**第 2 階層の第 2 子は無料となります (平成 29 年度拡充部分)**。

・第 4 階層以上の世帯は、小学校、特別支援学校、保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部等に在籍する同じ世帯 (保護者) の児童の兄弟 (**小学校 3 年生までの範囲内**) の人数に応じ、第 2 子は上記保育料額の半額、第 3 子は無料、となります。

(2) 2・3 号認定の場合

・第 4 階層 a1 以下 (ひとり親世帯等の場合は、第 4 階層 C 以下) の世帯に対し、生計を一にする児童の兄弟の人数に応じ、第 2 子は上記保育料額の半額、第 3 子は無料となります (平成 28 年度拡充部分)。なお、**第 2 階層第 2 子は無料となります (平成 29 年度拡充部分)**

・第 4 階層 a2 以上の世帯は、保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部等に在籍する同じ世帯 (保護者) の兄弟 (**就学前児童**) の人数に応じ、第 2 子は上記保育料額の半額、第 3 子は無料、となります。

II ひとり親世帯等 (下記に該当する世帯) への軽減

(1) 1 号認定の場合・第 3 階層以下の世帯は、第 2 子以降は無料です (平成 28 年度拡充部分)。

(2) 2・3 号認定の場合・第 4 階層 c 以下の世帯は、第 2 子以降は無料です (平成 28 年度拡充部分)。

第 4 階層 c 以下の第 1 子について、第 3 階層 a と同額に軽減 (平成 29 年度拡充部分)。

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない者で、現に児童を扶養している者の世帯。
- ・次の方がいる世帯 (身体障がい福祉法第 15 条に定める身体障がい者手帳の交付を受けた方、療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた方、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障がい基礎年金等の受給者)

III 3 号認定のみ 18 歳未満の子が 3 人以上いる場合、第 3 子以降の 3 歳未満児の保育料は、所得階層に応じてさらに軽減されます。

軽減額は、第 4 階層は半額、第 5 階層から第 8 階層は、保育料の 1/4 の額と第 4 階層 (e) の軽減額を比較して高い方の額を軽減します (変更になる可能性があります)。